

公的機関を装って個人情報の削除を持ちかけ、 車いすの購入契約をさせる事業者にご注意！

平成26年5月以降、公的機関を装って、個人情報の削除を持ちかけ、複数の事業者を介して、車いす販売の勧誘を行う事業者に関する相談が各地で寄せられています。

取引において消費者の利益を不当に害する行為が確認されたため、消費者庁から情報を公表し、注意を呼びかけます。 [平成26年9月30日消費者庁公表]

具体的な事例

- 自宅に公的機関と類似した名称を名乗って電話がかかり、「あなたの個人情報が4社の名簿に勝手に登録されています。当センターは個人情報削除を行っていますが希望しますか？」などと、個人情報削除を持ちかけられます。
- その後、センターから「4社のうち3社の登録は削除できたが、1社だけはできません。その会社は別の人を登録すれば、あなたの個人情報を削除すると言っています。」と説明し、代わりの方の登録について、福祉財団やボランティア協会を紹介されます。
- センターから紹介された福祉財団等は、代理登録者について約束しますが、その条件として、「『成寿園』から車いすを購入するための名義を貸してほしい」と依頼します。消費者が承諾すると、車いすの購入代金は福祉財団等から行う、あなたに負担はないと説明します。
- 数日後、『成寿園』から連絡があり、「車いすの代金は福祉財団から入金されているが、当社は個人名でないといけない。すぐにあなたの個人口座から支払ってください。」と独自の条件を示して要求します。代金はゆうパックを指定して現金を送るよう指示します。
- 消費者庁が調査すると、『成寿園』の本店所在地に事業拠点は存在せず、連絡先電話番号は電話転送サービス事業者でした。
- 『成寿園』の車いす等販売の事業には実態がなく、センターや福祉財団と裏でつながっていることが強く疑われます。

消費者へのアドバイス

- 公的機関が個人情報の削除を持ちかけることはありませんので、「消費生活センター」「国民生活センター」「消費者庁」など実在する公的機関を装ったり、類似の名称で電話があっても、関わらないようにしましょう。
- 『成寿園』から車いす購入や社債の勧誘があっても絶対に応じないようにしましょう。
- 現金をレターパックで郵送することはできません。事業者から指示があっても決して応じないでください。

詳しくは、岐阜県、輪之内町HPでもリンク掲載しています。

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 050-5808-9600